

## 船舶事故調査報告書

令和2年10月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（護岸）
発生日時	令和2年4月29日 13時53分ごろ
発生場所	岡山県岡山市小串港 <small>さいだいじ くぼん</small> 西大寺港九幡東1号防波堤灯台から真方位234° 1,060m付近 （概位 北緯34° 35.9′ 東経134° 01.3′）
事故の概要	プレジャーボートアキラは、左転しながら航行し、護岸に衝突した。 アキラは、船長が負傷し、船首部外板の圧壊等を生じた。
事故調査の経過	令和2年6月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート アキラ、2.6トン 271-38424岡山、個人所有 7.64m (Lr) × 2.36m × 1.22m、FRP ディーゼル機関、69.9kW、平成26年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成19年8月3日 免許証交付日 平成28年12月1日 （令和4年8月2日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	船首部外板に圧壊等、船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約3.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、令和2年4月29日07時00分ごろ岡山県玉野市宇野港南東方沖の釣り場に向け、岡山市所在のマリーナを出航し、釣りを行った後、13時00分ごろ帰途についた。 船長は、操舵室の窓を開け、背もたれの付いた操縦席に腰を掛けて舵輪を両手で持ち、背中をもたれた姿勢で操船に当たり、約17ノットの対地速力とし、手動操舵により北西進した後、小串港の転針場所

	<p>で左転し、針路をツブシ礁灯標南方沖に向けた。</p> <p>船長は、次の転針予定場所まで約10分であり、慣れた海域で周囲に他船がなく、安堵して気が緩み、眠気を感じる間もなく居眠りに陥った。</p> <p>本船は、左転しながら航行を続け、13時53分ごろ護岸に衝突した。</p> <p>船長は、目覚め、後部甲板まで歩いて行き、周囲を見回して小串港南西端付近の護岸（以下「本件護岸」という。）に衝突したことを知った。</p> <p>本件護岸付近の路上で本事故を目撃した通行人は、13時56分ごろ110番通報を行った。</p> <p>警察署から通報を受けた消防署担当者は、14時00分ごろ海上保安庁に本事故発生の通報を行った。</p> <p>船長は、14時17分ごろ救援に駆けつけた救急隊員によりけがの応急処置を受けた後、救急車で岡山市内の病院に搬送され、前額部挫裂創、頭部打撲傷、右手擦過創及び左上腕打撲傷等と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成19年ごろから友人や家族と一緒に釣りに行くようになり、本船を購入した平成26年ごろから毎週日曜日には1人で釣りに出掛けるようになった。</p> <p>船長は、ふだん22時ごろから翌朝06時ごろまで約8時間の睡眠を取っており、本事故当日も同様の睡眠を取っていて、眠気を感じておらず、健康状態は良好であった。</p> <p>船長は、これまで昼間に眠気を感じたことが一度もなかったため、自身が居眠りをするのではないと思い、居眠り運航の防止措置をとったことがなかった。</p> <p>船長は、5～6年前から体力の衰えを感じており、本事故当時、すーという感じで眠ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、舵輪を両手で持ったまま居眠りに陥ったので、無意識のうちに左舵が取られ、本船が左転して本件護岸に船首部が衝突したのではないかと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、小串港を西進中、船長が舵輪を両手で持ったまま居眠りに陥り、無意識のうちに左舵が取られ、左転しながら本件護岸に向けて航行を続けたことから、本件護岸に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、背もたれの付いた操縦席に腰を掛け、背中をもたれた姿勢で操船に当たっていたこと、及び次の転針予定場所まで約10分であ</p>

	<p>り、慣れた海域で周囲に他船がなく、安堵して気が緩んだことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、年齢的な体力の衰えを感じていたものの、これまで昼間に眠気を感じたことが一度もなかったことから、自分が居眠りをする事はないと思い、居眠り運航の防止措置をとっていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が小串港を西進中、船長が舵輪を両手で持ったまま居眠りに陥り、無意識のうちに左舵が取られ、左転しながら本件護岸に向けて航行を続けたため、本件護岸に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、眠気を感じたことがなくても、ずっと同じ姿勢をとらずに、ときどき身体を動かしたり、飲み物を飲んだりするなど、居眠り運航の防止措置をとること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

